

国民年金からのお知らせ

遺族基礎年金について

次の①から③に該当する人が亡くなられたときに、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。「子」とは、18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子をいいます

- ①国民年金の被保険者
 - ②国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
 - ③老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている人
- ただし、①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間

を合わせた期間が3分の2以上必要となります。(平成28年3月31日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています)

遺族基礎年金の額は、「子のある妻」が受ける場合、基本額(778,500円)に子の加算額(1人目と2人目の子はそれぞれ224,000円、3人目以降は1人につき74,600円)を加えた額です。

寡婦年金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が亡くなられた場合に、10年以上婚姻関係が継続していて、夫によって生

計を維持されていた妻に60歳から65歳までの間支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったことがある場合や、老齢基礎年金を受けていたとき、また、妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択することになります。

死亡一時金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上

ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同じくしていた遺族に死亡一時金が支給されます。

ただし、その死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。請求できる遺族の範囲・順位は、死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まっています(120,000円~320,000円)。

詳しくは京都南年金事務所へお問い合わせください。問合せ 市民課年金係、京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)

■非自発的失業者の要件となる離職理由と離職者コード番号

離職者コード番号	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減する制度を平成22年4月から実施しています。対象者は次の①②の要件をいずれも満たす人です(申請必要)。

- ▽要件 ①離職時点65歳未満②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人
- ▽軽減方法 離職日翌日の属する月から翌年度末の間、失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います

【軽減対象期間】(例)平成23年3月31日から24年3月31日まで

【手続き】雇用保険受給資格者証を取得し、国民健康保険証、印かんと共に持参のうえ、国保医療課で手続きをしてください

その他失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.2倍以内②その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

◆問い合わせ 国保医療課

コミュニティバスやわた

市では、「コミュニティバスやわた」の車内に掲示する広告を募集しています。

年間約8万人が利用するコミュニティバスは、お店や企業の商品などのPRに最適です。キャンペーンやイベント案内などにご利用ください。

◆問い合わせ 管理・交通課

▽対象とする広告物 企業や商品のPR、イベント案内など

▽募集枠 コミュニティバスやわた2台の車内(概ね8枠)

▽広告の規格等 B4サイズ(縦型)以内の紙等に印刷または描画したもの

▽掲示料金 1000円(1枠当たり月額)

▽申し込み等 管理・交通課へ付け、または市ホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記入し、掲示したい広告物を添えて、掲示を希望する月の前月20日までに申し込んでください。

全国地域安全運動

10月11日(金)~10月20日(日)

八幡けいさつ活動重点

車上おろい・部品おろいの被害防止!

問合わせ 八幡警察署 981-0110

みんなであつこう安全・安心のまち八幡!

京都府警 シンボルマスコット「ポリスマろん」

65歳~69歳の老人医療制度 医療費の自己負担を助成

■表

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人	1人につき	1人につき
以上	380千円加算	213千円加算

※上記の額は、平成24年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)。

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は老人医療制度の要件に該当しますので、申請してください。

対象 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成24年中の所得税が非課税

②一人暮らしを含む「老人世帯」で別表の所得制限以下

◆問い合わせ 国保医療課

下(※「老人世帯」とは、本人と同居する家族が60歳以上、満18歳未満、重・中度の障がいのある人のいずれかで構成されている世帯)

申請方法 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。老人医療制度が適用されること、所得金額によって医療費の自己負担が助成されます。